JA無担保住宅借換えローン（ジャックス保証）

1. ご利用になれる方	次の条件をいずれも満たしていることを要する （1）満20歳以上65歳以下の方（完済年齢75歳以下の方） （2）当組合の地域内に居住または勤務している方 （3）安定・継続した収入の見込める方 （4）公的および民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が5年以上であり（ステップ償還の利用者は7年、また2度目の借換えの場合は前回、前々回合わせてトータルで7年以内）、かつ直近1年間に返済延滞がないこと （5）所得合算は、同居親族の前年度税込み年収の50%を上限とする （6）原則、団体信用生命共済に加入できる方 （7）信用状況に不安がない方（過去に不渡り、延滞等の事故が無い）で、株式会社ジャックスの保証を受けられる方
2. 資金使途	（1）住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンの借換資金（自金融機関、他金融機関問わず） （2）住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 ※借換えに伴う抵当権抹消費用・事務手数料・振込手数料・印紙代も対象 ※上記（1）、（2）いずれにおいても、金利の軽減が見込めること ※無担保ローンは対象外
3. 融資金額	50万円以上2，000万円以内（1万円単位） ・農業者を除く自営業者は1，000万円以内 ・借換資金のみの場合は、残存一括償還金額（現在残高及び経過利息）及び抵当権抹消費用・一括返済事務手数料を合算した額を上限とする
4. 融資期間	6ケ月以上20年以内（6ケ月単位） 但し、借換対象ローンの残存償還期間に3年加算した期間を上限とする
5. 融資方法	借換対象ローンの顧客返済口座または借入先への振込とする 但し、資金使途にリフォーム資金を含む場合は、工事完了後、借換え資金は顧客口座または借入先への振込とし、リフォーム資金な顧客口座経由で、販売（施行）業者への振込とする
6. 返済方法	次のいずれかの方式による。なお、返済は貯金口座からの自動引き落としにより行う （1）毎月元利均等返済 （2）毎月元利均等返済及び特定月増額返済 但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とし ※ お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
7. 担　保	不　要
8. 連帯保証人	則として不要とするが、以下の場合は、連帯保証人を必要とする （1）対象物件の所有者 （2）本ローンの収入合算者 （3）借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人 （4）団体信用生命共済に加入できない方は法定相続人 （5）株式会社　ジャックスが必要と認めた場合
9. 徴求書類	（1）借入申込書 （2）債務保証委託申込書 （3）マイナンバーカード、運転免許証、パスポートのいずれか1つ （4）所得証明書 ・給与所得者・・・源泉徴収票または住民税決定通知書（写） ・農業者　・・・・確定申告書（写）または当組合発行の所得証明書も可 ・自営業者　・・・納税証明書その2または確定申告書（写） （5）資金使途証明書 ・住宅ローン償還表または残高証明書の写し ・直近1年間の返済遅延が無いことを確認できる書類 ・借換対象物件の土地・建物の不動産登記簿謄本（直近1ヶ月以内） ・借換対象物件の登記抹消後の不動産登記簿謄本（事後） ・他金融機関の取扱いの場合は、振替依頼書の控え ・特別加算の場合、完済したことを証する書類（事後）
10. 団体信用生命共済	（1）団体信用生命共済への加入を条件とする （2）団体信用生命共済への加入できない方は、融資期間は15年以内とし、法定相続人を連帯保証人として徴求する